



青森河川国道ニュース

お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577



▲事務所
twitter



『週休2日制普及促進DAY』令和4年度も実施します。
～毎月第2土曜日のお休みを定着します!～
記者発表資料(令和4年2月24日)はこちらをクリック(事務所HPへ)

働き方改革
ワーク・ライフ・バランス

みんなで休みを 毎月第2土曜日に定着させ ミライを築こう!

～R6.4.1から罰則付きの時間外労働規制が適用!～

正しい工期
設定が発注者
の責務!!

いい仕事にこそ、
休日は必要だ!

ミライを築け、君の手で!
魅力ある建設業の実現のため、
業務改善等の工夫で、より良い仕事で
できるような環境づくりが必要です。
休日をとれる職場環境を目指し青森県内の
公共工事を一斉にお休みします。
皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。
*災害時の緊急工事、工程上やむを得ない場合を除きます。

週休2日制普及促進DAY
令和4年度

問合せ先：青森河川国道事務所 TEL:017-734-4521

国土交通省東北地方整備局 青森県内事務所、農林水産省東北農政局 青森県内事務所、青森県、
青森県内市町村、(一社)青森県建設業協会、青森県建設産業団体連絡協議会、青森県港湾空港建設協会

『働き方改革』推進の一環として、平成30年度から青森県内の行政機関と建設業界団体が協働で公共工事を一斉にお休みする日『週休2日制普及促進DAY』を設定して、週休2日制普及促進キャンペーンを実施しています。

令和4年度のキャンペーンは『令和6年度からの建設業への時間外労働の上限規制適用』を見据えて**毎月第2土曜日休みの定着を目標として実施します**。希望と魅力ある建設業の実現に向けて取り組んでいきます。

建設業に携わる関係者が一丸となって、県内の建設業の働き方改革の取り組みを推進していきますので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。